

町田市協
イメージキャラクター
あいちゃん

特別号



社会福祉
法人

町田市社会福祉協議会
[https:// machida-shakyo.or.jp](https://machida-shakyo.or.jp)

〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階
電話 042-722-4898 (代表) FAX 042-723-4281

社会福祉だより

2024年度の



会員を募集

しています!

町田市社会福祉協議会（町田市社協）は、「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を目指し、地域住民やボランティア、NPO、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、福祉施設、企業および行政等、多くの皆様の協力のもと、世代を問わず身近な福祉課題の解決に取り組む団体です。

町田市社協の地域福祉活動にご理解いただき、財政的に支える形で地域福祉に参加してくださる方が、町田市社協の「会員」です。**会費は、地域福祉活動を通じて、市民の暮らしに繋がっています。**

会員の声



一般社団法人町田青年会議所 副理事長
井上 智照 様

町田青年会議所（JC）の井上です。会員になったキッカケは、親族が会員であったことでした。2023年にJCで防災の委員長を務めたことで、地域防災の取り組みを始め、現在も継続して活動をしています。JCと社会福祉協議会の連携が地域での防災活動の要になると感じ、それをキッカケとした地域連携の強化を目指しています。JCメンバーとしても社協の会員としても、地域の架け橋となるべく、活動を続けていきたいと思っています。



会員の声



セブンイレブン原町田三丁目店 店長
徳安 泰世 様

町田に開業して17年になります。毎日千人程のお客様が来店していただき、顔なじみのお客様もできます。いつもと違う様子の方をお見かけすると「どうしたんだろう」と話題になる事があります。買った物を何度も手に取る方、お財布の中身が少ない事に気づかない方、同じ服を着続けている方等、お声がけが難しく思案していましたが、当店を利用している社会福祉協議会の方々に相談させていただきました。社会福祉協議会が心の寄り処である事を認識しました。



皆様の温かいご理解、ご支援ありがとうございます。2023年度の会費総額は7,497,657円でした。

会費は、税制上の優遇措置（税額控除）が受けられます。

切り取り線

※2,000円を超える金額が対象となります

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号				金額	
001609				64146	
加入者名	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会			料金	備考
通信欄	※ 貴会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。 特別会員のご芳名を町田市社会福祉協議会ホームページ等に掲載させていただきますが、掲載を希望されない方は、 <input type="checkbox"/> に✓をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 掲載を希望しない				
ご依頼人	ご住所（郵便番号）			日	様
	（ふりがな）お名前			附	印
	（電話番号）				
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号東第13486号）					
これより下部には何も記入しないでください。					

振替払込請求書兼受領証					
口座記号番号	001609				
通常払込料金加入者負担	64146				
加入者名	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会				
金額	※				
おなまえ	※				
ご依頼人	様				
料金	日 附 印				
備考					

ご協力ありがとうございました。
深く感謝申し上げます。

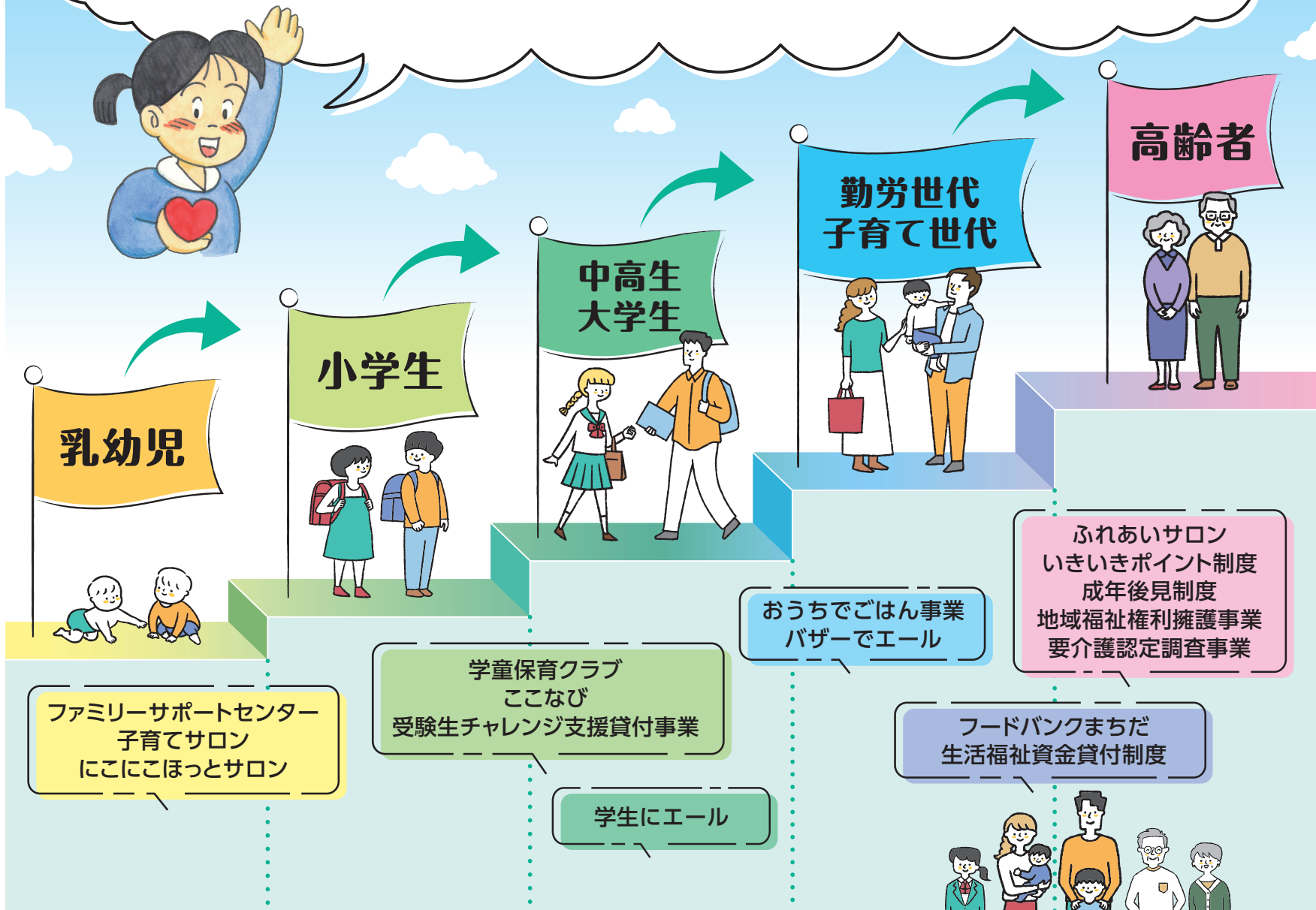
会費の納入方法

- 左の払込取扱票をミシン目で切り取り、必要事項（お名前・ご住所）をご記入の上、ゆうちょ銀行から会費をお振り込みください。
- ※会費納入をもって、入会となります。
- 町田市社会福祉協議会の窓口でも受け付けています。
- 町田市社会福祉協議会は税額控除対象法人です。詳しくはお問い合わせください。

会費の種類（年度単位）	
正会員	年額 500円以上
賛助会員	年額 3,000円以上
特別会員	年額 10,000円以上
団体会員	町内会・自治会での 団体加入

この受領証は、大切に保管してください。

町田市社協と市民の皆様は **ライフステージ**ごとに **様々な場面**でつながっています。



全世代を対象としている事業

地域の身近な相談窓口(まちだ福祉〇ごとサポートセンター堺/鶴川)
 ボランティアセンター事業
 心配ごと相談
 災害ボランティアセンター運営

地区社協の活動
 町田市福祉輸送サービス共同配車センター
 など

事業の詳細 (HP) は
こちらから!



Q&A

Q 社協会員ってなに?

社協の事業をご理解いただき、財政的に支える形で地域福祉に参加して下さる方のことです。

会員になることが、地域福祉活動を支えることとなります。

Q 会員のメリットは?

会員として特別にサービスを優先して利用できる、また果たすべき義務が生じるということはありません。社協活動を通じて地域福祉を推進し、地域の暮らしへ還元する仕組みです。

Q なぜ社協は会費を集めるの?

地域福祉を進めていくためには、様々な活動や事業に皆さまが参加・参画していただくことが大切です。また、それらの活動や事業には活動資金が必要となるため、地域住民の皆さまに財政面からの参加(協力)をお願いしております。会費のほか寄附金などを社協の自主財源として活用し、さまざまな福祉事業を展開することで、地域福祉の向上に努めています。

(ご注意)

•この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

•この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

•この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

•ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたご住所、お名前等は、加入者様に通知されます。

•確定申告の際には別途本会が送付する領収書にて手続きしてください。



切り取り線

切り取り線

この場所には、何も記載しないでください。